

第3次東郷町エコプラン

— 東郷町地球温暖化対策実行計画 —
(平成30年度～平成34年度)

平成30年5月

東郷町

目 次

序章	計画策定の背景	1
第1章	計画の基本的事項	3
1-1	目的	
1-2	計画期間	
1-3	対象範囲	
1-4	対象となる温室効果ガス	
第2章	計画の目標	5
2-1	基準年度	
2-2	温室効果ガス排出状況	
2-3	目標	
2-4	目標達成の基本方針	
第3章	温室効果ガス削減の取組	7
3-1	職員等の取組	
3-2	施設や設備管理担当者における取組	
3-3	事務局の取組	
第4章	計画の進行管理	9
4-1	推進体制	
4-2	進行管理の仕組み	
第5章	実施状況の公表	10

序章 計画策定の背景

異常気象が常態化する中で、地球温暖化問題はわが国のみならず世界規模で取り組むべき課題となっています。このような中で、2015年（平成27年）12月に、国連気候変動枠組条約締結会議の第21回会議が開催され、本会において『パリ協定』が採択され、2016（平成28）年11月に批准、発効されました。

「パリ協定」の採択を受けて我が国は、「地球温暖化対策の推進に関する法令」を一部改正し、「地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

「地球温暖化対策の推進に関する法律21条では、『市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。』と定められており、当町でも「東郷町エコプラン」を策定し、環境負荷低減に取り組んできました。

今回、前計画である第2次東郷町エコプランが終了したことから、第3次東郷町エコプランを策定することとする。

前計画達成状況（基準年度比3%削減）

単位：kg

年度	役場庁舎 CO2排出 量合計	達 成 状 況	保育園 CO2排出 量合計	達 成 状 況	児童館 CO2排出 量合計	達 成 状 況	老人憩の 家 CO2排出 量合計	達 成 状 況	合計
基準年度 (2010)	365,875	—	114,111	—	30,729	—	3,466	—	514,181
2012	352,840	○	126,137	×	55,466	×	11,792	×	546,234
2013	337,392	○	128,081	×	60,257	×	11,782	×	537,513
2014	303,795	○	124,753	×	55,392	×	11,887	×	495,827
2015	288,410	○	127,845	×	51,439	×	10,619	×	478,314
2016	308,779	○	144,551	×	53,772	×	11,096	×	518,197

要因別

単位：kg

年度	電気	ガス	燃料
基準年度 (2010)	366,515	91,093	56,573
2012	410,915	99,417	35,902
2013	400,149	90,492	46,872
2014	377,476	79,310	39,041

- ・役場庁舎は全ての年度で前計画目標を達成。
- ・保育園、児童館及び老人憩の家は全ての年度で前計画目標を未達成。
- ・老人憩の家は2017年度で廃止。

参考：我が国の温室効果ガスの削減目標について

我が国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標は、平成 42 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 26%削減となっています。

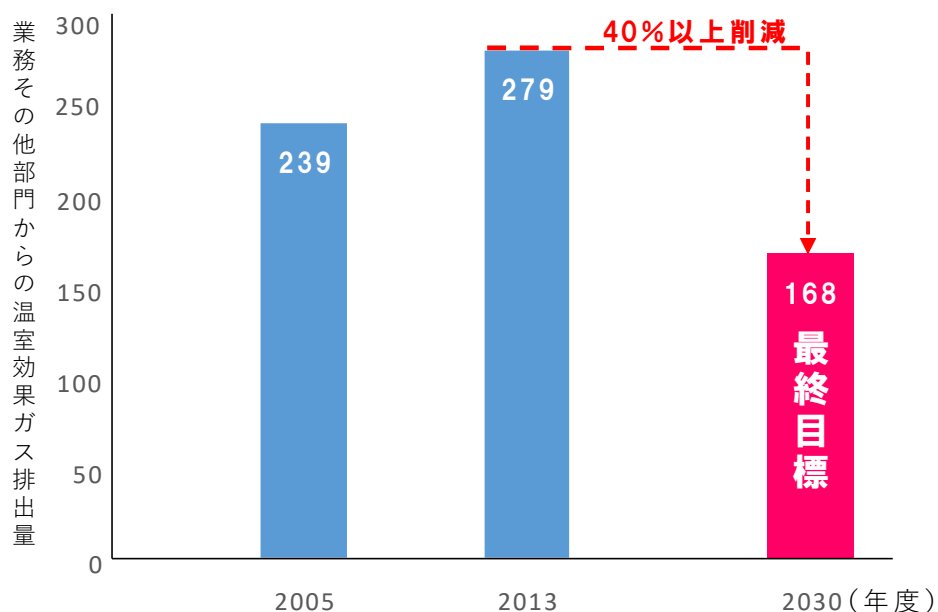
部門別にみると、市の事務事業を含む『業務その他部門』の削減目標は、平成 42 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比で 40%削減となっており、非常に大きな削減が必要です。

「地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）」での国の削減目標

単位：百万 t-CO₂

項目	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度 目標	削減率 2030/2013
温室効果ガス排出量	1,397	1,408	1,042	-26%
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927	-25%
産業部門	457	429	401	-7%
業務その他部門	239	279	168	-40%
家庭部門	180	201	122	-39%
運輸部門	240	225	163	-28%
エネルギー転換部門	104	101	73	-28%
非エネルギー起源CO ₂	85	76	71	-7%
メタンCH ₄	39	36	32	-12%
一酸化二窒素N ₂ O	26	23	21	-6%
代替フロン等4ガス	28	39	29	-25%
HFCs	13	32	22	-32%
PFCs	9	3	4	27%
SF ₆	5	2	3	23%
NF ₃	1	1	1	-64%
吸収源対策	—	—	-37	—

(百万 t -CO₂)



第 1 章 計画の基本的事項

1-1 目的

本計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第 21 条に基づき、町が事務事業に係る環境に配慮した取組を率先して実行し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に策定しています。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 21 条(抜粋)

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

1-2 計画期間

平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間を計画期間とします。

ただし、地球温暖化対策に関する技術開発や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

1-3 対象範囲

本計画の対象範囲は、役場庁舎、保育園及び児童館の事務及び事業とします。

1-4 対象となる温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている下記の7種類の温室効果ガスのうち、二酸化炭素を対象とします。

計画の対象とする温室効果ガス

ガス種類	人為的な発生源
① 二酸化炭素 (CO ₂)	<p>【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（都市ガス、灯油、重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。</p> <p>【非エネルギー起源】 廃プラスチック類の焼却等により排出されるもの。</p>
② メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
③ 一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、下水やし尿・雑排水の処理等により排出されるもの。
④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑤ パーフフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑥ 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出されるもの。
⑦ 三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられているもの。

第2章 計画の目標

2-1 基準年度

本計画は、温室効果ガス排出量の把握が可能な平成 25(2013)年度を基準年度とします。

2-2 温室効果ガス排出状況

本計画の基準年となる平成 25 年度の東郷町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量は、以下のとおりです。

温室効果ガスの種類	排 出 量
二酸化炭素 (CO ₂)	537,513 kg

2-3 目標

本計画に示した措置を着実に実施することにより、町の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成 25（2013）年度）に比べ、平成 34（2022）年度までに 6%削減することを目標とします。対象施設は、役場庁舎、保育園及び児童館とします。

	電気 (kg)	ガス (kg)	燃料 (kg)
削減目標 (6%)	24,008	5,249	2,812

2-4 目標達成の基本方針

目標を達成するための基本的な方向性を以下に示します。

1 日常業務に関する地球温暖化対策の推進

東郷町では、職員一人ひとりが環境配慮行動に取り組んできた結果、温室効果ガス排出量の削減に着実に繋がってきました。今後も職員の意識向上にも繋がる日常業務に関する取組を継続していきます。

2 施設や設備機器の保守管理と運用改善の推進

庁舎や公共施設からの温室効果ガスを削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等のエコチューニングを実施していきます。また、庁舎や公共施設における、環境配慮型の設備機器等の更新・導入を計画的に推進していきます。また、これらに関連する補助・助成等の情報収集を積極的に行い、当該施設や設備機器担当等の情報を必要とする部署等に対する的確・迅速に情報提供を行います。

第3章 温室効果ガス削減の取組

3-1 職員等の取組

各課・室・所等の責任者は、本件担当職員だけでなく職場全体で、次に示す職場内で実施できる地球温暖化対策を推進する。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容の一例
空調	・室温を夏は高め(28℃)・冬は低め(19℃)にする ・空調の運転時間を適正化する
給湯等	・給湯温度をこまめに調整する
照明	・外光等を利用し、必要な場所・時間帯のみ点灯し、無駄をなくす
エレベーター	・出来るだけ使用しないように努め、階段を積極的に利用する
OA機器	・可能な範囲で省電力モードを採用する ・退庁時は電源を切る
公用車	・アクセル調整等のエコドライブに努める ・出張等は公共交通機関を積極的に利用する
用紙類	・両面コピー、裏面活用を徹底する ・ミスコピーをしないよう努める ・庁内情報システムを有効利用し、紙の使用を減らす
廃棄物リサイクル	・ゴミの分別を徹底し、資源化を促進する ・割り箸・紙コップ等の使用を自粛する ・封筒、ファイルなどの再利用を促進する ・プリンタのトナーカートリッジの回収、リサイクルを推進する ・昼食等の食べきりを推進する ・個人のごみは持ち帰る
物品購入	・グリーン購入を推進する

3-2 施設や設備管理者等の取組

庁舎・出先機関の施設・設備管理責任者は、施設・設備管理担当職員と共に次に示す地球温暖化対策を推進する。また、施設・設備管理担当職員は、庁舎・出先機関の職員への地球温暖化対策に関する啓発等を行い、施設利用者等への地球温暖化対策に等に関する呼びかけを行い、地球温暖化対策を確実に実施する。

【庁舎等の保守・管理に関する取組】

項目	取組内容の一例
空調	<ul style="list-style-type: none"> ・ 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃 ・ 機器の更新時は省エネタイプを選択する
照明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 照明器具の定期的な保守点検 ・ 機器の更新時は省エネタイプを選択する
給湯等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給湯器の定期的な点検 ・ 機器の更新時は省エネタイプを選択する
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用車保有台数は必要最小限とする ・ 車両買替時は低公害車購入に努める

3-3 事務局の取組

事務局は、次に示す取組を実施し、本計画に定めた温室効果ガス排出量削減目標の達成に努める。

【実行計画の管理等に関する取組】

項目	取組内容
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備機器の導入や運用改善等に関する各種補助・助成金事業等に関する情報を収集し、情報提供を行う ・ 省エネ診断やCO₂削減診断等に関する情報を収集し、情報提供を行う
進行管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の周知徹底を図る ・ 法令に基づき、各施設等のエネルギーデータを基に、本町の温室効果ガス排出量を算定し、各種報告を行う ・ 各施設の地球温暖化対策に関する取組を支援する
取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい技術や手法等を検討し、地球温暖化対策の強化を図る
情報公開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、取組結果を集計し、目標の達成状況を公表する

第4章 計画の進行管理

4-1 推進体制

1) 各課等の推進体制

各課等においては、各課等の長が職場での取組を管理・監督する。

2) 計画の推進体制

この計画に関する事務は、環境課において各課の協力の下に行う。

3) 公表

本計画に掲げる各自目標数値の達成状況及び本計画の見直しによる変更等は、ホームページ等で公表する。

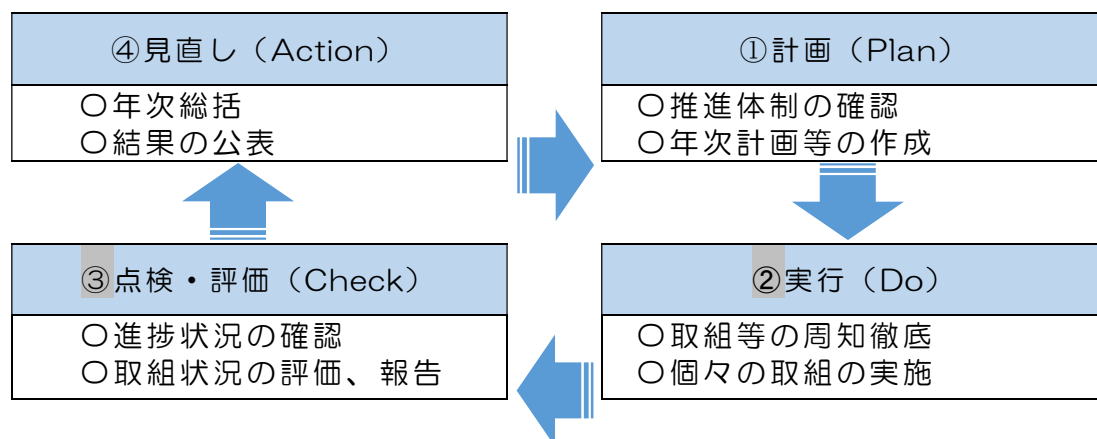
4-2 進行管理の仕組み

東郷町では、本計画の実現にあたり、「東郷町 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）のための活動の手引」を策定し、①計画（PLAN）、②実行（DO）、③点検・評価（CHECK）、④見直し（ACTION）のPDCAサイクルの流れで、取り組みを推進していきます。

また、温室効果ガス排出量の削減目標を適確に管理するには、エネルギーデータ等の迅速、かつ、正確な把握が不可欠になるため、東郷町では、「エネルギーデータ等の入力のための 操作マニュアル」等を策定し、これに基づきエネルギーデータ等の入力と温室効果ガス排出量の算定を行い、着実に取り組みを推進していきます。

以下に、PDCAサイクルのイメージを示します。

計画の進行管理の仕組み（PDCAサイクル）



第5章 公表

東郷町では、温暖化等対策委員会で協議した本計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）について、温対法に基づく措置として毎年一回、町のホームページ等で公表します。